

令和 7 年度 第 3 回 埼玉支部評議会 議事概要

開 催 日	令和 7 年 10 月 24 日（金）10:00～11:30
出 席 評 議 員	秋葉評議員、安藤評議員、桑原評議員、小泉評議員、甲原評議員、小林評議員、高場評議員、中川評議員、町田評議員（五十音順）
開 催 場 所	全国健康保険協会埼玉支部 大会議室 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター（JACK 大宮）17 階
議 題	【報告事項】 ①2026(令和8)年度平均保険料率について(協議事項) ②2026(令和8)年度事業計画策定に係る埼玉支部の課題の解決に向けた重点施策について(協議事項) ③2025 年(令和 7)年度埼玉支部事業実施状況について ④電子申請について ⑤その他報告事項について

議 事 概 要	
評議員からの意見、質問及びそれらに対する事務局からの回答は以下のとおり。 ① <u>2026(令和8)年度平均保険料率について(協議事項)</u> （学識経験者） 保険料率の改定時期は例年通り 4 月からでよいと考える。 来年度の平均保険料率については 10%でよいと考える。しかし、政権が変わり、現役世代の社会保険料負担を減らしていきたいという方向になっているので、どのような努力をすれば平均保険料率を下げられるのか検討をしていただきたい。 その際、準備金の長期運用について、運用益が一定程度出てきた段階でそれを保険料率引き下げに充てるなど運用益により平均保険料率をどれくらい下げることができるのかの検討(シミュレーション)をしていただきたい。また、国債での直接運用ではなく、信託報酬の支払いが必要になる金銭信託でわざわざ運用することについて何か特別の理由等があるのか。 （事務局） 平均保険料率を引き下げる方法の検討については、ご意見として承る。また、国債ではなく金銭信託とした経緯については、本部に確認する。 （学識経験者） 信託報酬は 0.0 数%等の一定率で設定されるため、手数料分を支払うと普通預金とあまり変わらない可能性がある。委託する考え方は理解するが、コスト計算をしっかり行うべきである。	

(事業主代表)

平均保険料率 10%を維持していかなければならないという考え方におおむね理解はしているが、賃金・物価が上昇している中で、中小零細企業の財政は非常に圧迫されている状況にある。国庫補助率が 2010 年に 16.4%へ戻ったが、平均保険料率は変わらずに 10%のままでなければいけないのか。また、国が賃金の引上げを進めているのにもかかわらず、国庫補助率を 1992 年の水準に戻しただけという状況が続いている。もう少し国庫補助率を上げていただけるよう声を出していただけたら、企業としてはうれしい。

(学識経験者)

国庫補助率の引き上げは、平均保険料率 10%から下げていく方策のうちの一つの検討材料になる。

埼玉支部の評議会の意見としてまとめると、改定時期についてはこれまでと同様に4月、平均保険料率については、来年度は10%を維持する。ただし、事業主・加入者共に非常に厳しい状況の中で、現役世代の負担を軽減するため、平均保険料率10%を引き下げの方法について検討を開始していただきたい。例えば、国庫補助率の引き上げということや、ほかには、積立金運用の成果が一定程度出てきた段階で、運用益を保険料率引き下げに活用するなど、平均保険料率を0.1%ポイントほど下げられるというような検討をしていただきたい。

(事業主代表)

賃金の伸びは中小企業の立場でも非常に苦しいところ。ただ、現実として必要な部分ではあると思うが、幅を持った試算で 1.8%+0.5%という数字が妥当なのか。

(被保険者代表)

賃上げ状況で連合が調査した伸び率は、大手の数字であり、自信をもってこれだけ上げたと言えるようなところが出たデータが主だと思う。実際は中小企業が多く、賃上げといっても全く追いついていない状況を踏まえて考えていかなければならない。

(事務局)

2.3%の賃金上昇率は、1.8%よりも更に高い賃金上昇率を想定し、過去 10 年の伸び率平均 0.9%と直近 4 年の実績平均 1.4%の差の 0.5%を加えた試算を行ったものであるが、あくまで粗い試算であることをご理解いただきたい。

② 2026(令和8)年度事業計画策定に係る埼玉支部の課題の解決に向けた重点施策について(協議事項)

(学識経験者)

事業者健診結果データの提出に関して工夫できることはないのか。いわゆる ICT やデジタル技術を活用して事業所にとって提出が容易になるような工夫はできないのか。

(事務局)

事業所自ら健診データを作成して送ってもらうというのはかなり手間がかかるので、健診を受けている

健診機関でデータを作成してもらい協会けんぽに送付するという形で進めるのが一番良く、そのための同意を事業所からもらうようにしている。データの提供については、今は健診機関が作成したデータを CD で提出していただき、協会けんぽで取り込むという流れで行っているが、来年度からはそれをデータで送ることもできるように準備が進んでいる。

（学識経験者）

健診機関からのデータ提供といわゆるデジタル化をうまく組み合わせ、実態をより反映した数字を把握するため、努力していただきたい。

（学識経験者）

埼玉支部の一人当たり医療費が全国平均を下回っていることはどういう意味なのか。医療費は増えた方がいいのかどうか教えていただきたい。

（事務局）

基本的には全国平均を下回っている方が良いという形になる。ただ一つ気になるのは、一人当たり医療費が低いからと言って、埼玉支部の加入者が健康だとは限らないというところがある。単に病院に行っていない方が多いだけということもあるので、健診結果等を良く見ながら必要な受診勧奨や特定保健指導対象者への指導をきっちりと対応していかなければいけない。なお、この一人当たり医療費が低いということが、全国と比べて埼玉支部の保険料率が高くないということに影響している。1 月に議論予定だが、この順位が保険料率の順位に近い形になっていると思う。

（学識経験者）

健診と特定保健指導を同時に実施できる機関が増えれば保健指導実施率も上がるのではないかと、今後強化していくべきではないかと思われるが、この点の見通しがあれば教えていただきたい。

（事務局）

現在、健診のみ実施している機関と保健指導両方実施している機関を含めて138ほど実施機関があり、そのうち健診と保健指導を両方実施できるのが40機関ある。残りの約 100 機関に対し保健指導の実施を進めているところだが、実際はなかなか難しい状況。保健指導を行う保健師・管理栄養士の確保ができないという点が一番の要因だと聞いている。また、保健指導を実施している40機関についても、年度の初めに大体の目標件数を提出していただくが、残念ながらほとんどのところが目標に届かない状況にある。

また他支部では、多くの保健指導を実施することで県内の保健指導をリードしている病院がいくつかあるが、残念ながら埼玉県内はない。この部分もなかなか数字が上がらない原因の一つではないかと分析している。

（学識経験者）

健診と特定保健指導を同時に実施できる機関の有無は外部から分かりにくいので、ワンストップでスムーズに受け入れる機関について広報するところに力を入れたほうが良いのではないかと。

（事業主代表）

資料を見ると保健指導実施率が支部ごとに大きなばらつきがあるが、実施率が高い支部の取り組みについて情報収集しているのか。

また、被保険者数 100-299 人事業所の保健指導実施率が全国平均と比べて著しく低いという点がデータで明らかになったことは重要であると思うが、今後この対象に対し具体的にどのようなことを実施していこうと考えているのか教えていただきたい。

（事務局）

数字が高い支部には保健指導実施率が非常に多い健診機関が存在している。その健診機関で受診する方は、保健指導まで自然に受けられる流れが出来ていると聞いた。やはり数字を伸ばすには健診機関にどれだけ頑張ってもらえるかというのが大きいと考える。

2点目の中規模事業所への勧奨については令和8年度の事業で新たに始めようと考えている。具体的な内容は検討中であるが、文章勧奨の上で、さらにターゲットを絞って訪問をする、また色々な業界団体に対し「この規模の事業所が集まる機会に訪問させていただけないか」という話をするなどを行っていきたいと考えている。

④ 電子申請について（報告事項）

（被保険者代表）

マイナ保険証を登録している人はどれくらいいるのか。

（事務局）

厚労省による報告では、マイナンバーカードと紐付けをしているマイナ保険証の登録者はカード保有者の約 87%、マイナ保険証の利用実績は約 35%であり、協会におけるマイナ保険証の利用状況は外来で約 30%となっている。令和 6 年 12 月に新規保険証を発行しなくなった際には約 10%上昇したので、令和 7 年 12 月に経過措置期間が終了して保険証が使用できなくなったときには再度伸びるかもしれないが、現時点では 50%の到達は難しいかもしれない。

（事業主代表）

電子申請では、申請時画面イメージのピクトグラムはわかりやすいので、申請しやすくなると思う。しかし、利用可能時間が、平日8時から21時というのはとても残念である。利便性を考えるのであれば、24時間365日いつでもどこでも使えるというのがアプリの売りであるので、土日祝日・夜間にも利用できるようにすべきではないか。利用者の声としてお伝えいただきたい。

（事務局）

マイナポータルを利用して電子申請を利用可能としているため、中間サーバの稼働時間に合わせた仕様となっている。ただし、加入者サービスの向上の観点からサービス提供時間の拡大は必要と認識しており、電子申請導入後1年を目途に対応する予定としています。

特記事項

・次回は、令和 8 年 1 月 13 日開催予定